

様式第十号 (平11蔵令21・全改、平12蔵令8・平13内府令49・一部改正、平18内府令52・旧様式第八号繰上・一部改正、平19内府令65・平20内府令36・一部改正、平21内府令5・旧様式第七号繰下)

【有価証券明細表】

【株式】

銘	柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(円)
	計		

【債券】

銘	柄	券面総額(円)	貸借対照表計上額(円)
	計		

【その他】

種類及び銘柄	投資口数等	貸借対照表計上額(円)
	計	

(記載上の注意)

- 第17条第1項第6号及び第32条第1項第1号に規定する有価証券で貸借対照表に計上されているもの(当該会社の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む。)について記載すること。
- 流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区分し、さらに売買目的有価証券、満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
- 銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が財務諸表提出会社の資本金額(第60条に規定する株主資本の合計額が資本金額に満たない場合には、当該合計額。以下この項において同じ。)の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。ただし、株式のうち投資有価証券に属するものについては、資本金額の1%を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄(貸借対照表計上額が僅少である銘柄を除く。)について記載すること。
- 記載を省略した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、記載を省略した債券については、公社債、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のものについては証券投資信託の受益証券、出資証券等に大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。

5. 公社債の銘柄は、「○会社物上担保付社債」のように記載し、国債及び地方債の銘柄は、「○分利付国債」又は「○分利付○債」のように記載すること。  
なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。
6. 「その他」の欄には有価証券の種類（法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。